

江別市議会基本条例（案）に対するパブリックコメントの結果について

江別市議会基本条例（案）に対する市民の皆様からの多数のご意見をいただきました。誠にありがとうございます。

ご意見に対する江別市議会の考え方をまとめましたので、公表いたします。

1 募集期間

平成25年1月7日（月）～平成25年2月8日（金）

2 意見提出件数

提出者数	8名
提出件数	63件
提出方法	持参 1名
	郵送 1名
	ファックス 3名
	電子メール 3名

3 意見の内訳

内訳	件数
①条例全般等に関するもの	8
②前文に関するもの	5
③第1章 総則（第1条）に関するもの	1
④第2章 議会及び議員の活動原則（第2条～第4条）に関するもの	14
⑤第3章 市民と議会の関係（第5条・第6条）に関するもの	14
⑥第4章 市長等と議会との関係（第7条～第9条）に関するもの	5
⑦第5章 委員会の活動（第10条～第12条）	6
⑧第6章 議会機能の強化（第13条～第16条）	2
⑨第7章 議員の政治倫理、定数及び報酬（第17条～第19条）	3
⑩第8章 議会改革（第20条）	—
⑪第9章 最高規範性及び見直し（第21条～第22条）	5
合計	63

4 いただいたご意見と江別市議会の考え方

別紙のとおり

皆様のご意見に対する江別市議会の考え方

① 条例全般等

	意見内容	市議会の考え方
全体に 関して	<p>議会基本条例の作成について 江別市自治基本条例が出来てから今日までの経過を見ての反省点は</p> <p>1. 条例が理念条例＝形だけのものになっている。 自治体の運営ルールを明文化したものが自治基本条例です。選挙で選ばれた市長と議会が二元代表で行う行政が、本当に市民のために、市民の生活の向上のために行われるには、どうすべきかということを決めているのがこの条例です。 一般的には、情報公開、市民参加、総合計画、政策評価などの制度を生かすべきです。その生かす方法は、市民が決めるものではありません。条例や制度は、市長や議会が作るのです。その結果、市民の知恵やエネルギー、地域の資源が活用され、立派なまちを創ることにつながると思うのです。 尚、江別市の場合市長が2期無投票で選ばれています。この点もよく検討する必要があるのではないのでしょうか。外国では議長が市長を兼ねると聞きました。その方が合理的ではないのでしょうか。</p> <p>2. 江別市の行政は自治基本条例を生かしていないと思います。 残念ながら行政は、従来の行政から変わっていません。市民に対する情報公開も条例制定前と変わっていません。変わるためには、市民参加条例を制定し、積極的に市民の知恵を集めるシステムを開発する必要があります。当然、情報公開の方法、市民意見の求め方に工夫が必要です。 市民が意見を言いたくても、その場合規定がないと誰に何時どこで言えばいいのかわかりません。</p> <p>3. 今回議会基本条例が議会主導で作られようとしていることは、とてもうれしいことですが、心配もあります。 それは、議会基本条例も理念条例になるのではないかということです。 栗山町のケースを見てみると、基本条例がつくられる前に、議会改革が先行して行われていることです。町民から「選挙の時以外に議員や議会の姿が見えない」との批判があり、そのことを真剣に受け止めて、議員たちが議論を行い情報公開条例を議会主導で制定したり、議会のライブ中継を行ったとのこと。</p>	<p>3に関して。 本会議や委員会の運営に関する一般的な手続きや規律は、「会議規則」と「委員会条例」に定められていますが、近年、地方分権の進展とともに、地方議会が担う役割が大きくなってきました。 一方、議会に対する市民の関心の高まりを受け、議会の公開と市民参加、議会の説明責任など、社会情勢の変化に応じ、議会が果たすべき役割や活動も変化していきます。 議会が果たすべき役割や活動について、これまでも検討し、活動してきましたが、市の「自治基本条例」策定過程において、議会と議員に関する議論の中から、議会自ら、議会基本条例制定を最重要課題として位置付けてきました。 平成22年6月に各会派から選出されたメンバーで条例作成に着手し、平成23年3月に条例案たたき台がまとめられ、改選後、議会運営委員会に設置された議会改革小委員会において、この条例案たたき台を基に本格的な協議が開始されました。 まず各会派から出された具体的検討課題27項目のうち、市民説明会の開催など条例に関係する10項目について、優先して議論を深めてきました。その結果、一般質問での一問一答方式や委員会傍聴者への資料提供、委員会開催日程の市議会ホームページへの掲載を直ちに実施しました。 これらの議論をふまえ、委員会審査における自由討議や反問、議会と市民が情報及び意見交換する場を設けることや請願提出者の陳述機会の確保などを盛り込んだ本議会基本条例の案を作成しました。 第17回の会議で条例案を確認し、市の広報や市議会ホームページなどで条例案を公表し、市民説明会やパブリックコメントなどで市民の皆さんの意見を受け、更に議論を重ね、条例や「解説」の手直し作業を経て、本条例の制定を考えています。</p> <p>5に関して。 これまでの作成過程に、専門家は参加していませんが、先進自治体議会への視察をはじめ、課題や問題点等に対する専門家の意見や</p>

		<p>先進事例などの情報把握に努めながら、議論を深めてきました。小委員会ですらに検討が必要となったものは、その後各会派で議論をし、その結果を受け、再度小委員会で議論を重ねてここまで来たものであり、議会全体としての手づくりの条例案と考えています。</p>
	<p>4. 江別市の住民のうちどのくらいの人が、江別市のまちづくりの方向を理解しているのでしょうか、なぜ「顔づくり事業」が必要なのか、いくらかかっているのか。この事業により江別市の税金収入はどの位増えるのか。市民の生活はどのように変わるのか。理解できているのでしょうか。市民がこんな大事なことを理解できていないとしたら、この事業は誰のために行われているのか。議員のかたがたは説明責任があると思うのですが（勿論市長が一番説明する責任がありますが、議会も議員も江別市の二元代表の役割を果たしているのです）。先ず、この事業が単に道路ができたり、街がきれいになるだけのことなのか、この事業が完成した場合の投資効果（税収がいくら増えるのか、将来の市民の生活がどのように良くなるのか等）について、説明会を行うことから始めていただければと思います。</p> <p>5. 議会基本条例を作る場合に、条例の専門家は参加しているのでしょうか。自治基本条例の時は懇話会に専門家は参加していませんでした。福士さんとか神原さんとか佐藤さんとか、どなたでも結構ですが条例を作るにあたっては、是非専門の先生を参加させてください。更に、出来れば、議会基本条例が出来ると、何がどう変わるかという内容の説明会を、その先生にお願いして、市民対象に開いてください。自治基本条例が市民に浸透しなかった原因の一つは、市民を対象にした自治基本条例とはなぜ作る必要があるのか、どう活用すべきか等を市民に説明することを行わなかったことにあると思っています。別に市民が専門家になる必要はありませんが、市民にとってこの条例があることはどんな意味があるのかを知ってもらうことはとても大切です。議会基本条例も同じです。折角出来ても市民が活用できないのであれば、ないのと同じです。</p>	<p>その他のものについてのご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>

<p>私は、時々市議会の傍聴に行きますが、質疑を聞いても的確に答えていないように感じます。「江別の顔づくり事業」を粛々と進める一方で、困窮している住民の福祉の増進を省みなかったり、市長と会長会の懇談会で出された要望は予算がないと先延ばしされています。議会としてこれを放置しているのはなぜか。財政の使い方を厳しくチェックすべきです。ここにこそ議会の存在意義があるのではないのでしょうか。</p>	<p>議会と議員の役割としてこれまでもチェック機能の発揮に努めてまいりましたが、さらにこの条例に盛り込まれた内容を今後具体化することにより、議会の監視機能、調査機能、政策形成機能などの向上を通して議会活動を活性化させ、市民に選ばれた代表として、市民の負託に応えられる議会を実現し、市民福祉の向上と市政の発展を目指していきます。</p>
<p>私は、請願・陳情の扱いが現議長のもとで制限されていると聞き唖然としました。請願・陳情をする住民は弱い者です。あるいは地域の安全や弱い子供達のことを考えて提起していると考えます。それに真摯に答えるのが議会の役割ではないのか。情けない議会といわなければなりません。</p> <p>憲法第16条に保証されている「請願権」がないがしろにされています。日本国憲法の成り立ちから勉強していただきたい。国民の権利を何人も侵してはなりません。為政者から国民を守る条項です。この請願権を侵すことは議員の資格が問われます。もちろん、国民の権利規範全般を地方議会、地方自治体が侵すことは許されていない。「一事不再理」などの用語的確にお使い下さい。</p>	<p>請願や陳情は、市政等に対する市民の要望や希望を表明するもので、市民からの政策提言として受け止めています。請願権は、日本国憲法にも規定されている国民の権利です。</p> <p>陳情は、各市町村議会ですべてが基準を設けて取り扱っており、処理の仕方は一律ではありません。</p> <p>江別市の場合、市民から提出された陳情は、しっかりと受け止め、議会の意思を決定していますが、議会運営委員会の申合せに基づき、例えば既に議論して一つの結論が出たものと同趣旨の陳情が提出された場合、客観的に情勢が変わっていなければ、議案として扱わず、議員等に配付することがあります。</p> <p>なお、説明会でご説明したのは、「一事不再議」という言葉で、同一会期中に一度議決された事件については、再び審議をしないとの議事運営のことを、一事不再議の原則といいます。</p>
<p>長い時間をかけて検討してきた条例案ですが、作ることだけが目的ではないと思います。この条例に基づき、市民に開かれた議会となることで、多くの市民に議会の情報が共有され市政に関心を持つ市民が増え、市民自治が進展するように期待したいと思います。</p>	<p>ご指摘のとおり条例を作ることが目的ではなく、本条例に規定された事柄について、議会や議員が実践していくことが必要だと考えております。ご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>

② 前文

	意見内容	市議会の考え方
前文	<p>8～9行目 「自らの責務を果たし、市民との協働のもと」は削除する。 「市民の意思を市政に適切に反映させることを通じて、市民福祉の向上と市政の発展の実現を目指し、」としてはいかがでしょうか。 理由 市民と議会と行政は、協働する部分もありますが、それぞれチェックしたり競い合ったりする立場でもあるので、違和感があります。</p>	<p>市民とともに協力して、市民福祉の向上と市政の発展を目指すという意味であり、執行機関を監視することと矛盾しないと考えます。 前文の解説でも、住民参加の拡大を図ることを表明しており、ご意見を検討しましたが、説明会での意見も踏まえ、表現は削除せず、「<u>市民参加を推進し</u>」という文言を前文に加えます。</p>
前文解説	<p>一点目 憲法には「議事機関」と書いてありますが、意味がはっきりしません。自治基本条例では議決機関としています。「議会は①憲法上の必置機関②住民の代表機関③地方公共団体の議事機関④一院制で法人格を有しない」とありますが、「市の意思決定機関として」の方が判りやすい。</p> <p>二点目 「地方自治体の裁量権が広がるに伴い」は「住民自治に根ざしたまちづくりにおいて、」の方がわかりやすい。</p> <p>三点目 「市民の負託にこたえ」は「市民に」でよいと思います。負託の意味は広辞苑によると、「人に引き受けさせて、任せること」となっています。議員さんは市民を代表する立場ですが、一方で市民との関係では白紙委任とは違うのではないのでしょうか。(自治基本条例では信託となっている)自治基本条例のアドバイザーの森教授(当時北海道学園大学の法学部教授)も負託という言葉は使わない方がよいといわれていました。検討して見て下さい。</p>	<p>地方公共団体は、憲法上議事機関として議会を設置しなければなりません。議事機関とは、条例の制定その他、地方公共団体の行政運営の基本的事項について、審議し、決定する機能を有する地方公共団体の機関のことを言います。ご意見を検討させていただきましたが、このままの表現とさせていただきます。</p> <p>「裁量権が広がる」とは、地方自治法の改正などにより、法律から条例への委任事項などが増加してきたことを受けた表現ですが、住民自治に根ざしたまちづくりも必要であることから、ご意見を踏まえ、「<u>住民自治に根ざしたまちづくりが求められ</u>」という文言を前文に加えます。</p> <p>議員は、市民から選挙により選ばれたという責任を自覚するため、この表現を用いています。市民は、投票する際、議員に市政を信じて託すという意味で、信託、議員はその信託を受け責任を持って市政に参加するという意味で負託という表現を用いています。</p>

<p>P2 4行目 △地方分権の進展に伴って大きなものとなっている。(削除する) (理由) 自民・公明政権の「地方分権」路線は”地方のことは地方で決める”というふれこみで①国庫補助金削減、②地方交付税見直し、③国から地方への税源移譲の三つを一体で行う「三位一体改革」を進めてきました。地方自治体のもつ本来の役割とは何でしょうか。地方自治法第2条第1項で「地方公共の秩序を維持し、住民及び滞在者の安全、健康及び福祉を保持すること」と明示されている通り、国が最低限のナショナルミニマムを担うとすれば、地方自治体の仕事はその上に、地域住民にとって最適な水準での施策を決めて実行することです。 「地方分権」民主党の「地域主権改革」は「三位一体改革」で国の果すべき仕事を地方自治体に任せて、国の責任と負担を減らすことをめざしています。 自治体が最適な水準を効果的に実施するため、自治体行政の領域に住民が積極的に参加することにより真の市民との協働が生まれます。</p>	<p>議会が果たすべき役割について述べています。従来の地方自治制度は、全国画一的でした。分権改革は、地域の実情に応じた多様な制度を可能にしました。 市民の直接選挙で選ばれる議員で構成される議会は、地域住民の多様な意思を反映しており、その上で政策立案、監視機能を果たしています。分権が進むなか、議会は一層の政策立案と監視が求められています。地域の実情に応じて多様な制度を選択することにより、議会は自主・自立的に活動し、市民との協働を深めていく必要があります。ご意見を検討させていただきましたが、このままの表現とさせていただきます。</p>
<p>議会基本条例の目的は、地方自治法第1条の2「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、・・・」の実現ではないでしょうか。すなわち、必要性に強調されている「地方分権の進展、地方自治体の裁量権の広がり」から出てくるものではないと考えます。議会および議員が「住民の福祉、医療、教育などの増進」に一層寄与するために制定するものと明記すべきです。</p>	<p>ご指摘のとおり、地方自治体は、住民福祉の増進を図ることを基本としています。本条例も、議会の本来持っている機能をさらに発揮し、住民参加の拡大や議会活動の活性化などを通して、市政の発展と市民福祉の向上を目指しています。ご指摘の部分も含め、広い意味で「市民福祉の向上」という表現を用いています。</p>

③ 第1章 総則 第1条（目的）

	意見内容	市議会の考え方
第1条	<p>「市民の負託に」でなく「市民に信頼される開かれた議会の実現を目的とする」 解説：「市民の負託」でなく「市民に信頼される開かれた議会を実現し」</p>	<p>すでに述べたように、議員は、市民から選挙により選ばれたという責任を自覚するため、この表現を用いています。市民は、投票する際、議員に市政を信じて託すという意味で、信託、議員はその信託を受け責任を持って市政に参加するという意味で負託という表現を用いています。</p>

④ 第2章 議会及び議員の活動原則

第2条 (議会の活動原則)
 第3条 (議員の活動原則)
 第4条 (会派)

	意見内容	市議会の考え方
第2条	(議会の活動原則)の次に、第3条(交流及び情報交換の推進)「議会は、議会活動の成果をより高めるため、他の地方公共団体の議会と交流し、相互に情報交換を図るよう努めるものとする」を加えてください。特に近隣の北広島、石狩、札幌の各市議会との情報交換をお願いします。	他の自治体の議会との情報交換は、市民の意見などを的確に把握することと同様に取り組むべき事柄であると認識しますので、ご意見を踏まえ、 <u>第3条の議員の活動原則として、解説の中に加えます。</u>
第2条(1)	開かれた議会の実現のために、「広報」「議会だより」などによるより一層の情報の公開、本会議・委員会等のインターネット中継を実現してください。	議会や議員の活動を幅広く市民に開示・発信していくため、今後ホームページや広報を充実させるほか、意見交換会等の実施など様々な方法に取り組んでいきます。
第2条(2)	「把握するよう努め」を「定期的に議会報告会を開いて市民の意見を把握し」。「充実を図り」を「を行って市民の声を、市政に反映させる議会運営をおこなうこと」	第5条第4項に、市民と情報や意見を交換する場を設けることを規定しています。具体的な方法については、議会運営委員会などで今後議論してまいります。
第2条(4)	市民の傍聴及び参加意欲を高めることは大切です。議会の中での議員と市民の距離が遠く感じられます。委員会と同じ目線で討論しているのとは大いに違います。議会場のあり方を検討してはどうか。各地域での特設議会(出張議会など)も検討されてはいかがでしょうか。	ご意見は、今後の議会運営の参考とさせていただきます。
第2条(5)	市民に対して説明責任を果たすために「議会報告会を開催すること」を条文の第2条(5)又は第5条4に記すべきです。	第5条第4項に、市民と情報や意見を交換する場を設けることを規定しています。具体的な方法については、議会運営委員会などで今後議論してまいります。
第2条解説	「地域の問題について」は「地域の発展を目指して」 同様意見外1件	「地域の問題」とは、市民が暮らす身近なところでの様々な問題を、選挙で選ばれた議員が、議会において、議論し、決定していくことを念頭においています。
第3条(1)	議会が言論の府であると強調されています。私もそうと思いますが、この間の議会では市長、議員の答弁は本当にそうなっていると言いがたいと思います。 なぜか。議会が市民の意見・要望を大切にし、その実現を阻む障害を取り除き実現のために奮闘していないからです。そのためには会派の垣根を越えて議論しなければなりません。残念ながら会派の枠を超えた議論をされていない。議員間でも真剣な討論を求めます。	これまでも議員間での真剣な討論に努めてきましたが、さらにこの条例に盛り込まれた内容を今後具体化することにより、議会活動を活性化させていきます。

第3条 (3)	「議会の構成員として一部の団体及び地域の代表にとどまらず」の文言は削除していただきたい。そのような考えでは市民のために働きません。議員は、市民に選んでいただいたのであり、その福祉の増進に寄与するのが使命です。	議員は、選挙で選ばれ、住民の代表であり、住民の福祉の向上に寄与するのが使命だと考えています。それは一部の人のためでなく、市民全体の福祉の向上に寄与するために活動することが必要であるという意味を込めています。
第3条 (4)	議会活動についての市民に対する説明責任を果たすため、定例会議終了後に市民への説明会を行ってください。	第5条第4項に、市民と情報や意見を交換する場を設けることを規定しています。具体的な方法については、議会運営委員会などで今後議論してまいります。
第3条 解説	(1)「多数を持って・・・踏まえて・自由に討議します」は「決議の前に論点・争点を明確にするため、会派にとらわれず、自由に討議します」	ご指摘のように、論点・争点を明確にするため、自由に討議することはその通りだと思います。該当箇所は、議会が「合議制の機関」であることを示した表現です。
第4条	<p>会派性については、円滑な議会運営に資するとありますが、選挙の時には多数の候補者は無所属で立候補されています。現在は無所属の議員さんはいませんが、会派に所属していなくても市民の負託を受けた議員として、会派に所属する議員と同じ議会活動を妨げることのないようにしてください。</p> <p>地方自治法の役割の実現のために、議会及び議員の皆さんが奮闘されていることと思います。言うまでも無く、江別市議会は住民（江別市民）のためにあるのです。市長、市議会議員は特別公務員であり、住民のためにあるべきです。会派を作ること結構だが、会派の利害を優先してはならないと思っています。市民の意見や要望を的確に把握し、政策に反映し実現を図ることは当然のことです。</p>	ご意見は、今後の参考とさせていただきます。
第4条 解説	「必要に応じ、会派間でも調整を行い、各会派が合意に至るよう努めます」この解説を素直に読むと、本来議会の役割である自由な討議を重視せず、議会での多数決での採決に重点を置く、裏で取引をするイメージに読めます。むしろ、合意できない時は議決せず、再度差し戻して、再提議させるべきではないでしょうか。	会派とは、共通する政策、意見、考え方を持つ議員の集まりとされていますが、この表現は、例えば議会運営のルールを定める場合など、会派内での話し合いを経て、会派の代表同士が話し合い、その話し合いの場で、調整し、一致点を見出し、合意形成を図ることにより、議会運営を円滑に進めていく場合などを想定しています。

⑤ 第3章 市民と議会との関係 第5条（市民参加及び市民との連携）
第6条（議会広報の充実）

	意見内容	市議会の考え方
第5条 1項	「説明責任を十分に果たさなければならない。」では具体性に欠くので、「果たすための方法について、別に規則を定める。」	本条例に規定した事項は、その具体化に向け、今後議会運営委員会などで検討していきます。ご意見を検討しましたが、このままの表現といたします。
第5条 2項	会議は「原則として公開する」としていますが、市民に開かれた会議であるべきですから「公開を原則とし、必要な資料を市民に配布し傍聴等しやすい環境を整えるものとする」と市民参加を促すようにしていただきたいです。	ご意見を検討しましたが、このままの表現とさせていただきます。第2条（4）において、参加意欲を高める議会運営を行うことを規定し、平成24年から委員会傍聴者への資料配付などを始めています。
第5条 3項	こども努めるではなく、別に規則を定めるとすべきです。	本条例に規定した事項は、その具体化に向け、今後議会運営委員会などで検討していきます。ご意見を検討しましたが、このままの表現といたします。
第5条 3項 解説	（1）第5条3の解説に「第12条2」に関連規定があることを、つけ加えてください。	他の条文の解説文の記載内容を踏まえ、ご意見を検討しましたが、このままの表現といたします。
第5条 5項	第5条の5：請願及び陳情を政策提言と位置づける際、請願だけでなく陳情の審査においても意見を聞く機会を設けるべきです。市民にとっては、どの議員がどんな考えを持っていて、市民意見を受け止め理解してくれるかを判断することは難しいです。陳情により意見を提出することについても、請願と同様の扱いとすることが多様な政策提言を得る機会になると思います。 同様意見外5件	請願、陳情とも市民による政策提言との認識は同じです。提出者の意見を聞く場を設けることは、この条例で初めて規定するものであるため、まず請願から実施することで一致しました。 陳情の意見陳述については、請願の取扱いを実施する中で、課題などを検証し、検討していきます。

	<p>また、第5条では「市民の請願・陳情は市政に対する政策提言の一つとして受け止める」と明言され、自治基本条例の考えにも沿ったものと考えますが、請願・陳情の扱いの区分けをはじめ、「職権乱用」の疑念を市民に抱かせる議長の「職権整理」などのやり方をみれば、「市民に開かれた議会」が空虚にさえ思います。すみやかに再検討をお願いします。前文でも明らかにうたっている「市民福祉の向上」と「市民に信頼される議会を築く」を实践されるよう、有権者である市民は個々の議員の方々の4年間を注視させていただきます。</p>	<p>請願や陳情は、市政等に対する市民の要望や希望を表明するもので、市民からの政策提言と考えています。</p> <p>江別市の場合、市民から提出された陳情は、しっかりと受け止め、議会の意思を決定していますが、議会運営委員会の申合せに基づき、例えば既に議論して一つの結論が出たものと同趣旨の陳情が提出された場合、客観的に情勢が変わっていなければ、議案として扱わず、議員等に配付することがあります。</p> <p>他のご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>第6条</p>	<p>(議会広報の充実)に議会報告会の開催を明文化して加えてください。昨年4月1日現在の日経グローバルの調査では道内で開催規定のある市議会は11、検討中は当市議会を含めて12です。</p> <p>「多様な議会広報活動に努めなければならない」の实践について市民からの請願・陳情の審査結果について、江別市議会だよりでは「採択」「不採択(趣旨採択も含む)」の表現のみです。特に、審査した委員会で各委員がどのような発言・態度だったのか、傍聴できなければまったくわかりません。市議会だよりには、市長からの提案を含め、個々の議員・会派の考えや意見、賛否の態度を市民が判るように記載すべきです。さらに、「趣旨採択」という実質不採択の手法は市民には理解しがたく、わかりやすく「採択」「不採択」とすべきです。</p> <p style="text-align: right;">同様意見外1件</p>	<p>第5条第4項に、市民と情報や意見を交換する場を設けることを規定しています。具体的な方法については、議会運営委員会などで今後議論してまいります。</p> <p>議員の賛否の表明については、これまでも議会改革小委員会で議論を重ねてきました。単に賛成、反対の結果のみを示すだけでは誤解を招く恐れがある、ということで現段階では掲載しないこととしています。今後も検討が必要と考えています。</p> <p>請願・陳情は、採択又は不採択のいずれかの判断を求められますが、趣旨や内容は理解できるが、採択するまでに至らず、不採択するものでもない場合、趣旨採択という判断をすることがあります。趣旨採択は江別市議会に限らず、他議会でも例が見られます。採択か不採択か、という二者択一ではなく、提出者の願意を汲み取ろうとする議会の意思が含まれており、この言葉を用いています。</p>

⑥ 第4章 市長等と議会との関係
 第7条 市長等との関係
 第8条 質疑及び質問
 第9条 議会への重要政策等の説明

	意見内容	市議会の考え方
第7条 解説	「権限を担い、相互の云々」は単に「担っています。」 均衡と調和では監視や提言にいたらないのではないのでしょうか。「相互の均衡と・・・はやさなければなりません」は削除し、「担っています。そのために・・・」としてください。	地方自治体では、市長と議員を選挙で選ぶ二元代表制をとっており、議員はその一翼を担っております。両者が、均衡と調和をはかりながら、同時に緊張関係を保ち、議会が市長と対等の機関として、議決し、監視し、政策提言等を行っていくという意味を込めています。
第8条 2項	△～答弁に必要な範囲で反問し。 ○反問権の拡大につながらない適宜な字句を挿入していただきたい。 (理由) 市長等、理事者側との一問一答形式は議論を深める意味でも歓迎するが、近年、二元代表制を歪曲し、首長に独裁的な権限を集中させ、市民や議会を恫喝する発言を許容する風潮が見られ、反問権の拡大にならない様な字句を挿入してほしい。	反問を認めるのは、議会と市長等との緊張関係を保つとともに、議会審議の活性化を図るためですが、ご意見を踏まえ、反問をより具体的に規定するため、解説を「論点を整理し、要点を押さえた答弁を確保するため、 <u>質問に対する根拠や議員の考え方に反問したり、</u> 」と修正します。合わせて「 <u>本会議</u> 」を「 <u>本会議又は委員会</u> 」に修正します。
第9条 1項	前段「議会は、市長等が提案する重要な政策等について」を「議会は市長等が提案する政策等のうち重要なものについて」と変更してください。	ご意見を検討しましたが、このままの表現といたします。
第9条 解説	「重要な政策の判断は、市長が行います」はおかしい。 例えば都市計画や総合計画等の市の将来の方向に重大な影響を及ぼす政策や、事業費が30億（総事業費）以上の事業とすべきではと思います。 根拠は予算の規模です。 同様意見外1件	重要かどうか、の判断は市長とともに議会でも行いますので、ご意見を踏まえ、「 <u>「重要な政策」の判断は、市長が行います。</u> 」は、削除します。 重要な政策等の判断は、事業規模や特定の計画などに限定されるものでなく、事業規模はもちろん、他に市民生活への影響や将来計画など、様々な視点から検討し判断することとなります。

⑦ 第5章 委員会の活動
 第10条 (委員会の役割)
 第11条 (討議による合意形成)
 第12条 (委員会の運営)

	意見内容	市議会の考え方
第10条	委員会での審議では、提出議案について問題がある場合は、修正を行った上で、再提出させるシステムが必要だと思います。	ご意見は、今後の議会運営の参考とさせていただきます。
第11条	合意形成を図る場合に、修正を求めるところまで可能にするべきだと思います。本会議に両案を提出することも、一つの方法だと思うのですが。 △～議論を尽くして合意形成を図るよう努めなければならない。(削除する) (理由) 各委員は、自らの思想・信条、理念ならびに会派の政策に基き討論に参加している。活発な・自由な討議は、議会の活性化、議会制民主主義に欠かせないものであるが、根本的に異なる案件について合意形成を強要するのはおかしい。 「合意形成を図る」とありますが、少数意見を尊重しながら、無理して合意に至らなくても、事実として記入されると良いと思います。採択、不採択とあり、他市にはあまり見られない趣旨採択はやめてほしい。以上ですが、今少し検討する時間を掛けては如何でしょうか。	最初から合意形成を目指すものではありません。議論を通して意見の違いや一致点が明らかになるため、その議論の到達点として合意するよう努力するという意味を込めています。 議論の過程で意見の違いが出るのは当然のことですが、少数意見を尊重しながら、議員相互間の自由な討議を重ねて、最終的に結論を導きます。議論の結果、修正事項が出ることも現実的にはあり得ると思います。 条文の趣旨としては、合意形成を図ることを目指すという表現がふさわしいと考えますので、ご意見を総合的に勘案し、条文上では、「その課題などについて共通理解を深めるため」を追加し、「合意形成を図るよう努めるものとする」に、修正します。 <u>また該当箇所の解説文も修正します。</u>
第12条 2項	後段「請願者の陳述機会を一」を「請願及び陳情の提出者の陳述機会を設けるものとする」と整合を図ってください。 議員の紹介のない陳情の方こそ直接説明を聴く必要があると思います。日経グローバルの調査によると、昨年4月1日現在で、道内市議会中、半数の17市議会が、請願・陳情者が直接説明する機会の保障をしております。	課題として受け止め、今後の参考とさせていただきます。 請願の意見陳述については、第5条で説明させていただいたように、提出者の意見を聞く場を設けることは、この条例で初めて規定するものであるため、まず請願から実施することで一致しました。

同様意見外1件

- ⑧ 第6章 議会機能の強化
- 第13条 (政務活動費)
 - 第14条 (議員研修の充実強化)
 - 第15条 (議会図書室)
 - 第16条 (議会事務局の組織体制の整備)

	意見内容	市議会の考え方
第15条	<p>先日の大麻の市民説明会では、「市民に公開されてない」ように聴きましたが、札幌市議会図書室のように、是非市民に公開してください。過去の議事録や社史、団体史などの寄贈された貴重な刊行物もある筈です。市販の新刊図書を期待している訳ではありません。</p> <p style="text-align: right;">同様意見外1件</p>	<p>現在は議会の「図書室規程」に基づき、図書室を管理運営しています。</p> <p>今後図書室運営委員会等の中で、ご指摘の点も含めて図書室の管理や運営方法の課題やニーズなどを検討してまいります。</p> <p>なお、図書室は、狭隘な施設のため公開に限界もあり、情報公開コーナーや情報図書館においても同様な資料を公開することとしております。</p>

⑨ 第7章 議員の政治倫理、定数及び報酬

第17条 (議員の政治倫理)

第18条 (議員定数)

第19条 (議員報酬)

	意見内容	市議会の考え方
第17条	議員は、人格・品格とも市民の模範となっていたいただかなければなりません。市民道徳を守るだけでなく、弱者に対する思いやりも求めたい。	ご指摘のとおりだと考えています。今後の議員活動に活かしてまいります。
第18条	議員定数では地方自治法に明記された定数を遵守し、市民の意見が議会に反映されるものにすべきです。	平成23年の地方自治法改正により、定数の上限がなくなり、市が独自に議員定数を決められるようになりましたが、市民の意見が議会に反映されるような議員数の確保が必要であることはもちろんです。同時に市の現状や課題なども踏まえ、市民の理解が得られるように決定していく必要があります。
第19条	議員報酬は、あまりにも少なすぎると思います。議員活動に専念できるようにすべきです。市民のためにしっかり働けば、高すぎるとは言われず、「ダメ」な議員は身を引いていただければいいと考えます。	議員報酬は、市の現状や将来予測等のみならず、議員が担い果たしている役割も十分に踏まえ、市民の理解を得られるように決定していく必要があります。

⑪ 第9章 最高規範性及び見直し 第21条（最高規範性）
第22条（見直し）

	意見内容	市議会の考え方
第21条	<p>(1) 日本国憲法は日本国内法律の最高規範である。この条例は江別市議会における最高規範であると述べているが憲法に違反し、抵触する箇所がないのか。</p> <p>(2) 本条例の制定時期はいつになるのか。</p> <p>(3) 憲法の平和的・民主的な諸原則のうちの、地方自治の確立、議会制民主主義によってたつ、江別市議会基本条例の制定にあたり、拙速は避けて、江別市民の意見を十分に聞き、議会内外の自由闊達な討議を経て制定されることを願い意見を申し述べます。</p>	<p>本条例(案)は、平成23年8月から議会運営委員会の中に、議会改革小委員会を設け、議論を重ねてきたものです。憲法や地方自治法などの関係法令や市議会会議規則等との整合を図りながら、条例文を検討してきました。今回行ったパブリックコメントや市民説明会などでの意見を踏まえ、最終的に議会基本条例案として議会に提出する予定です。</p>
第22条	<p>自治基本条例のように、定期的に（例えば4年に一度）見直しをすることを記していただきたいです。また、改正が必要なときの手続きを条文もしくは施行規則などに定めるようにしてください。</p> <p style="text-align: right;">同様意見外1件</p>	<p>見直しについては、議員が各任期中にそれぞれ、この条例の目的が達成されているかどうか、市民の意見や、社会情勢等の変化等を勘案し、検討することが必要と考えられることから、ご意見を踏まえ、解説に「<u>任期を終えるまでに、</u>」という表現を加えます。改正手続きについては、今後の検討課題といたします。</p>